

柏リフレッシュ公園リフレッシュプラザ柏の指定管理者募集要項

令和8年6月改定

1 募集の趣旨

柏市（以下「本市」という。）では、柏リフレッシュ公園リフレッシュプラザ柏（以下「リフレ柏」という。）の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び柏市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年柏市条例第103号。以下「指定手続条例」という。）第2条の規定に基づき、リフレ柏の管理運営を行う指定管理者を募集します。

本市は、指定管理者の主体的な創意工夫により、住民サービスの向上と行政コストの縮減が図られることを期待します。

リフレ柏は、南部クリーンセンターのごみ焼却の余熱を利用した余熱利用型健康増進施設であり、市民の交流・学習・健康増進・憩いの場の提供を目的としています。そのため、施設の設置目的を十分理解したうえで、施設周辺町会や地元住民等との連携強化を図り地域活性化に繋がる事業を実施してください。

また、市民の地域スポーツ活動の支援及び健康維持・増進を目的とした施設であることに留意し、指定管理者が行うプログラム（義務的、裁量的）については、利用者ニーズを常に把握し、利用者満足度の向上及び利用者数の増加に繋がる事業を実施してください。

2 施設及び業務の概要等

(1) 施設の概要

ア 所在地	柏市南増尾58番地3他
イ 開設年月日	平成18年4月29日
ウ 構造	地上3階 地下1階、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
エ 建物面積	4,036.63㎡
オ 延床面積	7,895.97㎡
カ 付帯施設	別紙仕様書のとおり

(2) 業務の範囲・内容

- ア 施設及び設備の提供に関する業務
- イ 施設の利用に関する業務
- ウ 施設の利用料金の収受に関する業務
- エ 施設及び設備等の維持管理に関する業務
- オ その他、施設の管理運営に必要な業務

3 指定期間

(1) 指定期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）とします。

(2) 指定期間は、柏市議会令和8年第4回定例会での議決を経て正式に確定します。

- (3) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて管理業務の全部または一部の停止を命じる場合があります。

4 指定管理料

指定管理料の金額等については、会計年度ごとに指定管理者から提出された収支計画書を踏まえ、予算編成過程や予算の議決を経て、当初予算額の範囲内で当該年度の年度協定締結時に決定するものとします（収支計画書に記載された金額がそのまま指定管理料の金額とはならない場合があります）。

(1) 指定管理料の総額

指定期間中の指定管理料の総額は、1,096,000千円以下とします。

※ 指定管理期間が複数年度にわたる場合、指定管理料の総額については、債務負担行為の設定が必要となるため、議会の議決を経て決定することになります。

(2) 指定管理料の支払方法

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとの指定管理料は、指定管理者の請求に基づき、四半期ごと年4回とし、月次事業報告書の提出及び業務の履行を確認した後に支払うものとします。

なお、指定管理料のうち、修繕費については精算項目とします。

【精算項目（修繕費）について】

指定管理者による積極的な修繕を期待しますが、施設の老朽化度合いによって大きく影響し、指定管理者の経営努力やノウハウにより予算統制を行うことが困難であることから、あらかじめ設定した予算に対して実績額が過少である場合は市へ返納し、逆に予算を超過した場合には、市側が費用を負担するものとします。

(3) 事業所税

利用料金収入により事業所税が課税される場合があります。

5 応募資格

本市のリフレ柏について、指定管理者の応募申請を行えるものは、法人その他の団体（以下「応募団体」という。）または複数の団体で構成される共同企業体（以下「共同企業体」という。）とします。

応募団体、共同企業体を構成するすべての団体（以下「構成団体」という。）及び共同企業体（以下、これらを総称して「応募団体等」という。）と、応募団体等の代表者及び役員等は、応募受付開始日から基本協定の締結日までにおいて次に掲げるすべての要件を満たしているものとします。

なお、次に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、指定を取り消すことがあります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により、本市の一般競争入札または指名競争入札への参加を制限されていないこと。

- (2) 納税義務がある場合は必要な申告などを行っていること、及びその場合において地方税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと（応募団体及び構成団体が法人格を有しない場合は、その代表者が地方税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと）。
- (3) 市長、副市長、教育委員会委員若しくは議員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準じる者、支配人または清算人となっている法人（本市が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人を除く。）ではないこと。
- (4) 柏市建設工事請負業者等指名停止要領（昭和62年4月1日制定）に基づく指名停止又は柏市入札契約暴力団対策措置要領（平成26年12月18日制定）に基づく指名排除を受けていないこと
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反するとして、公正取引委員会または関係機関に認定された場合、当該認定された日から2年を経過していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生の手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の手続きの申立てがなされている者に該当しないこと
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれに準じる団体をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (8) 代表者、役員、若しくはその使用人が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員と、これに準じる者をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (9) 暴力団または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にないないこと。
- (10) 応募団体等または応募団体等の代表者若しくは役員等が、暴力団若しくは暴力団員に協力していないこと、または暴力団若しくは暴力団員を利用していないこと。
- (11) 上述(8) から(11) に関する応募資格を確認するために行う警察への情報提供について同意していること。
- (12) 共同企業体として応募する場合は、代表団体、代表者並びに構成団体の名称とは別の共同企業体としての名称が定められていること。
- (13) 応募団体が共同企業体の構成団体ではないこと、構成団体が2以上の共同企業体の構成団体ではないこと（本市が認めた場合を除く）。
- (14) 当該施設に類似した施設の総合的な管理運営の実績があること。
- (15) 電子交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は公募日前6カ月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者に該当しないこと。

6 要求水準

- (1) 施設の沿革と設置目的に基づき、管理運営を行うこと。
- (2) 利用者の意見や要望を常に把握し、管理運営に反映させること。
- (3) 効率的運営を行い、管理運営費の削減縮減が図られること。
- (4) 本市と緊密な連携を図りながら管理運営を行うこと。
- (5) 事業計画書の内容に即したリフレ柏の管理を、安心、安全、安定して実施する能力を有していること。
- (6) 市民の地域スポーツ活動の支援及び市民の健康維持・増進を目的とした施設であることに留意し、管理運営を行うこと。
- (7) 個人情報の保護が徹底していること。
- (8) 市内産業の振興への配慮がなされていること。
- (9) 地域住民の交流の場として、地域の活性化につながる事業を実施すること。
- (10) 果実還元の方法が具体的に示されていること。
- (11) 市内雇用への配慮がなされていること。
- (12) 高齢者雇用が確保されていること。
- (13) 障害者雇用が確保されていること。
- (14) 喫茶店の運営においては、障害者団体等と連携を図り、障害者の社会参加、就労支援について最大限考慮すること。
- (15) 職員等に対する最低賃金が保障されていること。
- (16) 男女共同参画社会の推進への配慮がなされていること。
- (17) 環境への配慮がなされていること。
- (18) 植栽帯の植物管理については、植生状況を把握し、各植物の特性及び生態系に配慮したうえで、適正に持続、育成するよう必要な維持管理を行うこと。
- (19) 法令遵守（コンプライアンス）の意識があること。
- (20) 業務履行を含む各種保険に加入している（する）こと。
- (21) その他本市の施策等について、本市と同様に実施する意識があること。
- (22) 経営状態が著しく不健全ではないこと。
- (23) 災害などの緊急時に適切な初動体制を構築し、本市との適切な連携体制を図れること。

7 応募スケジュール

内容	実施期間
募集要項の配布、個別説明会の受付	令和8年7月1日～7月10日
個別説明会	令和8年7月15日～7月17日
質問の受付期間	令和8年7月21日～8月3日
質問の回答（ホームページ上）	令和8年8月10日
応募申請受付期間	令和8年8月21日～9月4日
候補者の選定（書類審査、面接審査）	令和8年9月下旬～10月上旬
選定結果の通知	令和8年10月中旬～下旬
市議会の議決（指定管理者に指定）	令和8年12月下旬

基本協定の締結	令和9年1月下旬
管理準備期間（引き継ぎ）	令和9年2月上旬～3月下旬
指定管理開始	令和9年4月1日

※各実施期間は特段の事情が生じた場合には変更することがある

8 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和8年7月1日（水）から7月10日（金）まで

(2) 配布場所

都市部公園緑地課（土曜日、日曜日を除く、午前9時から5時まで）及び本市のホームページ

URL <http://www.city.kashiwa.lg.jp/koenryokuchi/rifureboshu.html>

9 現地見学会及び個別説明会

(1) 開催日時

令和8年7月15日（水）から7月17日（金）まで

実施日時については、個別に文書または電子メール等で指定します。

(2) 開催場所

リフレッシュプラザ柏

(3) 参加できるもの

応募資格を有し、かつ応募申請を予定するものに限ります。（1団体あたり3名以内）

(4) 参加申し込み方法

参加を希望する団体は、令和8年7月10日（金）午後5時まで（時間厳守・必着）に、個別説明会参加申込書（様式第14号）に必要事項を記入の上、持参（土曜日、日曜日を除く）または電子メールにて都市部公園緑地課に送付してください。

また、連絡先については「19 書類の提出及び問い合わせ先」をご覧ください。

10 質問事項の取り扱い

(1) 受付期間

令和8年7月21日（火）午前9時から8月3日（月）午後5時まで

※受付期間外の質問は一切受け付けません。

(2) 質問できるもの

応募資格を有し、かつ応募申請を予定するものに限ります。

(3) 質問方法

令和8年8月3日（月）午後5時まで（必着）に、質問内容を質問書（様式第12号）に記入の上、持参（土曜日、日曜日を除く）または電子メールにて都市部公園緑地課に送付してください。

また、連絡先については「19 書類の提出及び問い合わせ先」をご覧ください。

(4) 回答

令和 8 年 8 月 1 0 日（月）午後 5 時までに、本市のホームページに掲載します。

U R L <http://www.city.kashiwa.lg.jp/koenryokuchi/rifureboshu.html>

1 1 応募の受付

(1) 受付期間

令和 8 年 8 月 2 1 日（金）から 9 月 4 日（金）まで（土曜日、日曜日を除く、午前 9 時から午後 5 時）

(2) 受付窓口

都市部公園管理課（柏市役所分庁舎 1 3 階）

(3) 受付方法

指定手続条例第 3 条の規定に基づき、「1 2 応募書類」に掲げる書類を添えて、直接持参により都市部公園緑地課に提出してください。

F A X，郵送，電子メールによる受付は行いません。

なお、代理提出の場合は必ず委任状（任意様式）を持参してください。

提出時に書類確認等を行いますので、あらかじめ提出日時をお知らせいただくとともに、当日は提出内容について応答できる方が提出してください。

1 2 応募書類

応募書類は、正本 1 部と副本（写し可） 1 4 部及び電子データ（CD-ROM 等） 1 部を提出してください。

(1) 指定申請書（様式第 1 号）

(2) 事業計画書（様式第 2 号）

(3) (2) 事業計画書に基づく具体的な提案書（様式自由）

各種パンフレットなど、別途提案内容を説明する資料があれば任意に提出してください。

(4) 収支計画書（様式第 3 号）

5 年間の収支計画を事業年度ごとに作成してください。

なお、様式第 3 号については、指定管理事業にかかる収支計画を作成し、自主事業にかかる予算は計上しないでください。自主事業にかかる予算がある場合は、事業計画書（様式第 2 号）における各項目において、事業概要とともに収支計画を作成してください。

※自主事業は以下の事業とする。

ア 喫茶室管理運営業務

イ 提供するプログラムのうち裁量的プログラム事業

ウ 業務仕様書「8 管理基準（業務遂行上の留意点）」(1)のア～エに掲げる事業

(5) 管理運営費提案書（様式自由）

管理運営費について提案内容を説明する資料があれば任意に提出してください。

(6) 定款の写し及び登記事項証明書

応募申請日前3ヶ月以内のものとします。

なお、法人以外の団体などにあつては規約及び役員名簿等を提出してください。

(7) 団体の経営状況を説明する書類

正本1部及び副本3部を提出してください。

申請の日の属する事業年度の前事業年度分と、遡ること過去2年度間分の計3年度分について、次に掲げる資料（若しくはそれに相当する資料）を提出してください。

なお、応募団体等若しくはそれらの支配会社等が連結決算を行っている場合は、連結財務諸表等についても提出してください。

ア 貸借対照表

イ 損益計算書、売上原価の内訳明細（製造原価報告書を含む。）

ウ 株主資本変動計算書

エ 法人税申告書一式（別表一（一）、別表四（一）、別表五（一）（二））

別表関係の資料は必ず提出してください。

勘定科目内訳書については、申請の日の属する事業年度の前事業年度分のみ提出してください（3年度分の提出は必要ありません）。

オ キャッシュフロー計算書（作成している場合）

カ 営業報告書（作成している場合）

キ その他団体の財務状況を明らかにする書類

(8) 納税証明書等

本店または支店等の所在地及び本市において、地方税、法人税、消費税及び地方消費税の未納がないことを示す証明書（法人以外の団体は、その代表者が地方税、所得税、消費税及び地方消費税の未納がないことを示す証明書）。

ただし、納税に係る申告が必要ない場合や、本店または支店等の所在地及び本市において地方税、法人税、消費税及び地方消費税の課税がない場合については、証明書等の添付は不要とします。証明書等に代えて、『(12) 指定管理者の指定にかかる誓約書』により、それらの事実について誓約してください。

なお、税等の徴収猶予を受けている場合は、徴収猶予を受けていることがわかる書類を提出してください。

(9) 事業計画概要書（様式第7号）

『(2) 事業計画書』の概要を記載して、正本1部のみ提出してください。

この資料は、情報公開請求等に際し団体の意向に関わらずそのまま公開することがありますので、それを前提として作成してください。

(10) 収支計画概要書（様式第8号）

(4) 収支計画書の概要を記載して、正本1部のみ提出してください。

この資料は、情報公開請求等に際し団体の意向に関わらずそのまま公開することがありますので、それを前提として作成してください。

(11) 共同企業体協定書兼委任状（様式第9号）

共同企業体で申請する場合は提出してください。

(12) 指定管理者の指定にかかる誓約書（様式第10号）

(13) 役員等名簿及び照会承諾書（様式第11号）

暴力団の参入を排除するため、役員等の氏名及び生年月日などの個人情報に記載した名簿と、それら個人情報の警察への提供に係る承諾書とを提出してください。

(14) 利用料金提案書（様式自由）

利用料金について提案内容を説明する資料があれば任意に提出してください。

(15) 果実還元提案書（様式自由）

利益（利用料金と本市が支払う指定管理料等及び自主事業の総収入額が総支出額を上回る額）が発生した場合における、本市への果実（預金利子も含む）還元（当該利益の4割以上）についての提案書を提出してください。

なお、果実還元の方法については、利用者の利便性または満足度が向上する事業（物品の購入、施設改修、その他事業）、柏市に納付または、その両方とします。

(16) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類の写し

(17) 団体の活動実績（類似施設の管理運営実績を含む。）を記載した書類

(18) その他、市長等が必要と認めた書類

市長等が必要と認めた場合は、適宜書類の提出を求めることがあります。

13 注意事項

(1) 情報の公開

団体が作成した書類等の著作権は団体に帰属しますが、指定管理者候補者（市議会の議決を経ておらず、後述する選定の手続きを経て指定管理者の候補者に選定された団体等をいう。この募集要項において「候補者」という。）の選定や市議会への提供等、市長が必要と認める場合は、それらの内容を無償で利用し、または公開することがあります。

また、応募団体の名称や所在地、選定時における得点等についても公開する場合があります。

(2) 応募書類の複写

指定申請書等の必要書類は、指定管理者候補者選定委員会における検討資料などとして、必要に応じ複写する場合がありますのでご了承ください。

(3) 提出書類の再提出等

提出期限後の提出書類の再提出、差し替え及び追加提出は原則として認めません。ただし、市長が必要と判断した場合はこの限りではありません。

(4) 提出書類の返却

提出された書類及び電子データは、理由の如何に関わらず返却しません。

(5) 言語、通貨及び単位等

申請に当たり用いる言語、通貨及び単位等は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とします。

(6) 提出書類の様式等

日本工業規格A列4番の大きさの用紙に横書きするものとします。

ただし、証明書など、市長が認めた場合はこの限りではありません。

(7) ファイルへの編纂

提出書類は、ファイルに綴り提出するものとします。

なお、当該ファイルの編綴に当たっては、指定申請書を筆頭に「１２ 応募書類」の項目順に編纂した上で、各項目ごとにインデックスを添付し、見やすいようにしてください。

(8) 経営状況の確認

市長が必要と認める場合は、経営状況に関する追加資料の提供若しくは質問への回答を求めることがあります。

また、面接審査に際して、経理担当者の出席を求めることがあります。

(9) 提出に要する費用

申請に際し生じる一切の経費は、すべて応募団体等の負担とします。

候補者が指定期間以前に準備等で要した費用がある場合も、その費用はすべて候補者の負担とします。

(10) 本市が提供する資料の取り扱い

この募集に当たって本市が応募団体等に提供する資料は、指定申請にかかる検討以外の目的で利用することを禁じます。

また、目的が申請にかかる検討の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に利用させたり、内容を提示したりすることを禁じます。

(11) 応募後の辞退

応募申請の受付後に指定申請を辞退する場合には、書面（辞退届、様式第１３号）により速やかに届け出るものとします。

(12) その他

市長が必要と認める場合は追加資料の提出や聞き取り調査への協力を求める場合があります。

1 4 選定基準

指定手続条例第4条の規定に基づく審査基準は、次のとおりです。

選定基準		審査項目	審査内容（判断基準）	審査項目ごとの配点数	
基本項目	[1] 市民の平等な利用の確保（条例第4条第1号）	1-1 平等な利用を図るための具体的な手法及び期待される効果	①公の施設としての市民の平等な利用を前提とした運営方針となっているか。 ②すべての利用者に対して公正中立な対応が可能な運営計画となっているか。	5	
	[2] 施設の効用（条例第4条第2号）	2-1 施設の設置目的及び市が示した管理方針等との整合性 2-2 施設の効用を最大限に発揮できる可能性	①施設の設置目的を理解し、運営方針に反映しているか。 ②施設の設置目的に照らして成果を得られる運営計画となっているか。 ①市及び施設の特性を理解し、それを反映した運営計画となっているか。 ②指標は施設の設置目的等と整合が図られているか。また、各種取組の実施状況や成果を測る指標として適切か。	10 5	
管理運営能力	[3] サービスの向上（条例第4条第3号）	3-1 サービスの向上を図るための具体的な手法及び期待される効果	①稼働率を向上させ得る利用促進計画となっているか。 ②提供するサービス内容を向上するための取り組み内容は適切か。 ③利用者のニーズを的確に把握し、管理運営に反映させる方策は適切か。 ④地域活性化・交流を図る事業が具体的に示されているか。 ⑤自主事業に対する具体的な提案や実現性はあるか。 ⑥利用者とのトラブルの未然防止と対処方法について提案があるか。 ⑦喫茶室との効率の一体管理が可能な運営計画となっているか。	15	
	[4] 管理を安定して行う能力（条例第4条第4号）	4-1 施設の維持管理、安全管理及び危機管理の内容、的確性及び実現の可能性 4-2 安定的な運営が可能となる人的能力 4-3 安定的な運営が可能となる運営体制 4-4 安定的な運営が可能となる財政基盤	①施設の維持管理や安全管理の提案が要求水準を満たしているか。 ②防災、防犯対策が適切に図られているか。 ③施設の設備や機能を活用した管理となっているか。 ④実績からして本件施設を良好に管理運営できる可能性はあるか。 ⑤自主モニタリングを行う計画はあるか。 ⑥継続的な改善を行う計画はあるか。 ⑦緊急時に適切な初動体制を構築し、本市との適切な連携体制を図れているか。 ①職員体制は十分か。 ②職員採用、確保の方策は適切か。 ③施設の管理運営に必要な資格等を有している職員は確保されているか。 ④職員の指導育成、研修体制は十分か。 ⑤職員の勤務形態及び勤務条件は適正か。 ①組織体制、連絡網、団体によるサポート体制が整備されているか。 ②地域、関係機関、ボランティア等との連携が図れる提案となっているか。 ③再委託先の運営に関しても責任を果たす提案となっているか。 ①団体の財務状況は健全（安全）か。 ②団体自体に、運営を継続できる財務能力（収益）が期待できるか。	10 10 5 5	
	[5] 効率的な管理（条例第4条第2号）	5-1 収支計画の内容、的確性及び実現可能性 5-2 管理に係る経費の縮減効果	①収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。 ②収支計画の実現可能性はあるか。 ③利用料金についての考えは適切か。 ④果実還元の方法が具体的に示されているか。 ①柏市が支払うべき管理費用が必要最小限に抑えられているか。 ②ライフサイクルコストを縮減するための提案はあるか。	15 5	
	その他	[6] その他（条例第4条第5号）	6-1 法令順守 6-2 個人情報等の適正管理 6-3 市の方針等への理解と協力	①業務を執行するにあたり、関係法令を十分に理解し、正しい適用・手続きにより執行することが見込めるか。また、事業者として適正に法令順守に取り組んでいるか。 ①個人情報の保護及び公開の取り組みは適切か。 ②情報や情報処理機器の利用にあたり、情報セキュリティの確保と水準の向上への取り組みが示されているか。 ①市民の雇用確保が図られているか。 ②障害者の社会参加、雇用及び就労支援について図られているか。 ③高齢者の雇用に配慮しているか。 ④女性の登用に配慮しているか。 ⑤市内産業の振興への配慮がなされているか。 ⑥市の環境施策実現への配慮がなされているか。 ⑦その他市の施策への協力等の提案はあるか。	5 5 5

1 5 選定方法等

上述の選定基準に基づき、指定管理者候補者選定委員会においてリフレ柏の指定管理者として適当と認められる団体を優先交渉権者として選定します。

選定方法はプロポーザル方式を予定しています。

※ プロポーザル方式とは、あらかじめ事業内容等について提案をいただき、その内容を募集要項等であらかじめ示した評価基準等に基づいて審査を行い、最も優れている提案を行ったものを選定する方式をいいます。

(1) 資格審査

市議会の議決を経て指定される以前に応募団体等が次に掲げる事項のいずれかに該当することが判明した場合は、当該応募団体等は応募資格を失うものとします（応募団体等が選定されていた場合は選定を取り消すことがあります）。

- ア 応募資格のすべてを満たさない場合
- イ 応募書類の提出方法、提出先または提出期限などが守られなかった場合
- ウ 応募書類に記載すべき事項の全部または必須の記載項目などが記載されていない場合
- エ 応募書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- オ 応募書類に虚偽または不正な内容が記載されている場合
- カ 業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合
- キ 応募団体等及びその関係者が選定における公正な手続きを妨げ、または公正な価格の成立を害し、若しくは不当の利益を得ようとした場合
- ク その他、市長が選定を行うに当たって不相当と認めた場合

(2) 書類審査

令和8年9月下旬実施（予定）

指定管理者候補者選定委員会において、応募内容に関する書類審査を行います。

応募団体が多数の場合などにおいては、書類審査終了後に行う1次評価により、面接審査の対象となる応募団体等（以下「面接団体」という。）を限定します。

ただし、応募団体等の数が少ない場合などにおいては1次評価を実施しないことがあります。

(3) 面接審査

令和8年10月上旬実施（予定）

指定管理者候補者選定委員会において、面接団体に対して応募内容に関する面接審査を行います。

面接団体は、その代表者または代理の方3名までが出席できます。事業計画書等の説明（プレゼンテーション）及び選定委員からの質疑に対する回答などをお願いいたします。

※プレゼンテーションの実施については、リフレ柏の所長予定者が務めてください。

また、説明にあたりプロジェクター等を使用する場合は事前にご連絡ください（プロジェクター及びスクリーンについては本市で用意いたします。その他必要な機材は面接団体においてご用意ください）。

審査に要する一切の経費は、すべて面接団体の負担とします。

面接審査終了後に行う総合評価により、指定管理者の候補者（第1優先交渉権者）を選定します。

なお、評価の結果、候補者を選定しない場合や、第2優先交渉権を与える面接団体等（以下「第2優先交渉権者」という。）を選定する場合があります。

ただし、第2優先交渉権者の権利は、第1優先交渉権者との基本協定締結をもって消滅するものとします。

(4) 選定結果の通知

令和8年10月中旬～下旬（予定）

選定結果は、審査を受けたすべての団体に書面にて通知します。

(5) 選定結果の公表

選定結果は、市ホームページ等で公表します。

(6) 選定後の協議

候補者の選定後、市長等は、業務を実施するうえで必要となる詳細事項について候補者と協議を行うものとします。

なお、候補者との協議が整わない場合は、第2優先交渉権者と協議を行うことがあります。

16 指定管理者の決定

候補者は、柏市議会令和8年第4回定例会の議決を経て、指定管理者として決定（指定）されます。

ただし、指定前に、候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が発生したときは、候補者の選定を取り消すことがあります。

なお、候補者は、当該議決（指定管理者の指定）を得られないことにより生じる一切の損害賠償請求等を行わないものとします。

17 協定の締結

市議会の議決を経て候補者が指定管理者に指定された後、前述15(6)の協議の結果を踏まえ、市長は、指定管理者と管理の細目事項等について基本協定を締結するものとします。

また、指定期間に含まれる各年度の指定管理料等の支払い等については、年度協定を締結するものとします（ただし、初年度の指定管理料等の支払い等については基本協定に含むものとします）。

なお、本市が必要と認める場合は、市議会の議決以前に本市と候補者は仮基本協定を締結することができるものとします。

18 指定の取り消し等

施設の適正管理を期するため、指定管理者が本市が行う指示等に従わないとき、その他本市が指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、本市は指定管理者の指定を取り消しまたは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

また、指定を取り消しまたは期間を定めて管理業の全部または一部の停止を命じた場合において、指定管理者はそれにより生じた一切の損害について賠償請求等を行うことができないものとします。

19 書類の提出及び問い合わせ先

柏市都市部公園緑地課 総務緑地係（柏市役所分庁舎1 3階）

〒277-8505

千葉県柏市柏五丁目10番1号

電話 04-7167-1148（直通）

F A X 0 4 - 7 1 6 7 - 2 2 6 6

電子メール rifure-shiteikanri@city.kashiwa.chiba.jp